

一般社団法人宮城県公認心理師・臨床心理士協会 倫理規程

制 定： 2026 年 7 月 8 日

(趣旨)

第1条 この規程（以下「本規程」という。）は、一般社団法人宮城県公認心理師・臨床心理士協会（以下「本会」という。）定款に基づき、本会会員（以下「会員」という。）の倫理問題への対応について必要な諸事項を定める。

(目的)

第2条 本規程は、会員が行う心理臨床に関わる活動における倫理について、その適正を期することを目的とする。

(倫理綱領)

第3条 本会は会員がその専門業務等に従事するに当たって遵守すべき事項に関する倫理綱領を、別に定める。

(倫理委員会の設置)

第4条 本会は、第2条及び第3条に係る事項を審議するために倫理委員会（以下「委員会」という。）を設ける。

(倫理委員会の業務)

第5条 倫理委員会は、前条の目的を達成するために、本会会長（以下「会長」という。）の指示のもとに、次の業務を行う。

- (1) 非会員及び会員からの倫理に関する問い合わせや相談への対応
- (2) 会員の倫理向上に向けての本会への提言
- (3) 本規程及び倫理綱領の改廃に関する理事会への提案
- (4) 会長からの諮問に基づく、倫理違反が懸念される案件に関する調査、審議及び結果の答申
- (4) 会員向け倫理研修の企画及び運営
- (5) その他、会長が必要と認める業務

(倫理委員会の構成)

第6条 委員会は本会理事会より選出された理事1名及び、各職域部会から推薦された会員若干名をもって構成する。

- 2 委員長は、前項の理事が就くものとする。
- 3 副委員長は、委員の互選とする。

- 4 必要に応じて、理事会において承認された会員又は非会員の委員を置くことができる。

(倫理委員会の運営)

第7条 委員長は、委員会を開催し、議長となる。

- 2 委員会は委員の3分の2以上の出席をもって成立するものとする。
- 3 委員長が事故や疾患等によって職務を全うできない場合は、副委員長が委員長職務を代行して行う。

(倫理委員会の報告)

- 第8条 第5条(4)に定める業務については、委員会は会長が諮問した日から起算して概ね6ヶ月以内に、必要に応じて職能関連諸団体の倫理担当部門と連絡調整の上、審議の結果を答申しなければならない。なお、倫理違反が認められた場合には、改善案の提示、一定期間内の会員活動の制約及び退会処分を含む処遇案等を答申するものとする。
- 2 上記以外の業務については、その内容について、必要に応じて会長に報告する。

(処遇)

- 第9条 最終的な処遇の決定は、委員会より答申された処遇案を基にして、理事会において理事の過半数の議決によって承認を得た後、会長がこれを行う。
- 2 当該会員はその処遇に関する異議申し立てを会長に対して行うことができる。
 - 3 理事会にて退会処分(除名)の処遇が承認された場合は、本会定款第11条を適用する。つまり、総代議員の半数以上であって、総代議員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議に基づき、除名することができる。この場合、その会員に対し、当該代議員会の日から1週間前までにその旨を通知し、決議の前に弁明する機会を与えなければならない。

(改廃手続き)

第10条 本規程の改廃は、委員会の議を経て、理事会において役員の過半数の議決によって承認を得た後、会長がこれを行う。

附 則 本規程は、2026年7月9日より施行する。